

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第13号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟市旅費条例の一部改正)

第1条 新潟市旅費条例(昭和32年新潟市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(新潟市立高等学校、中等教育学校後期課程及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 新潟市立高等学校、中等教育学校後期課程及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年新潟市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例(平成元年新潟市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成13年新潟市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。